

～ 転居される方へ～

転居に伴う手続きは、認印ご持参のうえ下記を参考にしてお済ませください。

対象となる方	これからの手続き	問い合わせ先	
印鑑登録をされている方	特にありません。	市民課 東館1階 443-2050	
住民基本台帳カード(顔写真付)・通知カード・マイナンバーカード・在留カード等をお持ちの方	カードの住所変更手続きを行いますので、申し出てください。		
公的個人認証サービス(電子証明書)を受けている方	転居届により電子証明書は自動的に失効します。改めて電子証明書を必要とされる場合は、申し出てください。		
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険証の書き換えが必要となります。 ⑭番、⑮番又は⑯番窓口へおこしてください。	保険年金課 東館1階 443-2065	
国民健康保険加入世帯の世帯主となっていた方または新たに世帯主として加入される方			
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療被保険証の書き換えが必要となります。 ⑰番窓口におこしてください。	保険年金課 東館1階 443-2063	
国民年金に加入されている方	第1号被保険者	特にありません。	保険年金課 東館1階 443-2067
	第2号被保険者	勤務先の会社等に届出をしてください。	
	第3号被保険者	配偶者の会社等に届出をしてください。	
国民年金・厚生年金を受給されている方	⑱番窓口にて年金事務所宛の住所変更届の交付を受けてください。		
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証をお持ちになり、3階介護保険課へおこしてください。	介護保険課 東館3階 443-2043	
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	手帳と印鑑をお持ちになり、⑳番窓口へおこしてください。	障害福祉課 西館1階 443-2056	
重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証をお持ちの方	資格証又は該当者証をお持ちになり、⑳番窓口へおこしてください。	障害福祉課 西館1階 443-2102	
児童手当を受けている方	母子のみ(又は父子のみ)の異動の場合は、3階子ども福祉課へおこしてください。	子ども福祉課 西館3階 443-2055	
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療・特別児童扶養手当の受給資格のある方	3階子ども福祉課へおこしてください。なお、受給中の方は、証書または受給資格証をお持ちください。		
子ども医療費受給資格証をお持ちの方	特にありません。	子ども福祉課 西館3階 443-2249	
妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	受給資格証をお持ちになり、3階子ども福祉課へおこしてください。		
お子さんが保育所・認定こども園に入所されている方	施設へ住所変更した旨をお知らせください。	子ども支援課 西館3階 443-2165	
お子さんが市立の幼稚園・市立認定こども園に在園中の方	園へ住所変更した旨をお知らせください。	学校教育課 東館7階 443-2134	
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	転居前の在籍校で発行された在学証明書・教科書給与証明書と、市民課で発行する就学指定書を新しい学校へ提出してください。		
お子さんの就学指定校の変更を希望する方	市民課で発行する就学指定書と印鑑をお持ちになり、7階学校教育課へおこしてください。(「就学指定校変更許可基準」に該当すると認められる場合に限り変更できます。)		
上下水道を使用される方	上下水道局に使用開始の連絡をしてください。	上下水道局 432-8587	